

各
大 学 長
短 期 大 学 長
高等専門学校長
専 修 学 校 長
殿

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 吉 岡 知 哉

令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生等に対する
給付奨学金【家計急変採用】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】等の取扱いについて（通知）

このたび下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。

については、当該の災害により家計が急変し奨学金を希望する者について、給付奨学生【家計急変採用】及び貸与奨学生【緊急採用・応急採用】の推薦を受け付けますので、学生等に周知していただき、遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1. 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
7 道県 118 市町村（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、静岡県、三重県）	7 月 30 日

※ 適用地域の詳細については、本機構ホームページ（1 年以内の災害救助法適用地域）をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※ 上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

※ 適用地域の追加については、事務連絡メール及び学校担当者用ホームページでお知らせします。

2. 給付奨学金【家計急変採用】、貸与奨学金【緊急採用・応急採用】

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合、随時奨学生の推薦を受け付けます。推薦の取扱いは、各「奨学事務の手引」を参照願います。詳細は、学校担当者用ホームページでご確認ください。

https://www2.jasso.go.jp/daigaku/kinkyu/1210263_3132.html

3. JASSO 災害支援金

学生等又はその父母等が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が 1 か月以上続いた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は機構ホームページでご確認ください。<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

以上

【お問い合わせ先】

●家計急変採用、緊急採用・応急採用に関すること
(学校担当者専用)

貸与・給付部 特別採用課 家計急変係

電話番号：03-6743-3819

(平日 8 時 30 分～18 時 15 分)

FAX 番号：03-6743-6671

●JASSO 災害支援金に関すること
(学校担当者専用)

政策企画部 広報課

寄附金室 JASSO 災害支援金担当

電話番号：03-6743-3185

(平日 8 時 30 分～18 時 15 分)